

○学校法人松山大学役員報酬規程

昭和46年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人松山大学寄附行為第36条の3の規定に基づき、役員報酬について必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において「役員」とは、学校法人松山大学寄附行為に定める理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 報酬の額は、別表のとおりとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日)

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日)

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日)

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月1日）

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成16年1月16日）

この規程は、平成16年1月16日から施行する。

附 則（平成16年6月1日）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月9日）

この規程は、平成18年3月9日から施行する。

附 則（平成18年11月7日）

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（2014（平成26）年10月20日）

この規程は、2015（平成27）年1月1日から施行する。

附 則（2019（平成31）年1月18日）

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（2020（令和2）年3月18日）

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

別表

役員	報酬額
学校法人松山大学寄附行為第6条第1項第1号理事	支給しない
学校法人松山大学寄附行為第6条第1項第2号，第3号，第4号，第5号理事のうち常務理事	月額 102,700円
〃 第6条第1項第2号，第3号，第4号，第5号のうち常務理事以外の本法人の職員から選任された理事	年額 240,000円
〃 第6条第1項第5号のうち本法人の職員でない理事第6号，第7号，第8号理事	〃 480,000円
〃 第7条 第1号，第2号監事	〃 640,000円

なお、上記別表の規定にかかわらず、次に掲げる役員については、①の報酬は月額160,000円、②の報酬は月額584,000円とする。また、①及び②には、別に定める交通費を支給する。

- ①学校法人松山大学寄附行為施行細則第10条第4号に規定する常勤監事
- ②学校法人松山大学寄附行為施行細則第10条第5号に規定する常勤理事